非営利型 一般社団法人 ねこたまご

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、非営利型 一般社団法人 ねこたまご という。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を札幌市に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事が 出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(目的)

第4条 当法人は行政収容される猫を引き取り、救護と一時預かりをし、新たな飼い主を探す猫の福祉事業を行い、猫の管理に関し必要な知識の普及と、動物を飼ってる人、又は動物をこれから飼育しようという人に対して、適正飼育の普及と同時に終生飼育の意識の向上を図り、広く社会の人々に対して動物愛護精神の増進に努め、健全で情緒豊かな思いやり溢れる子供たちが育つような社会作りを

目的とする。

(事業)

第5条 当法人は第4条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 保護猫の救済及び譲渡事業
- (2) 行政収容される猫及び、その他の猫の保護活動をする支援依頼に対する後方支援
- (3) 猫の適正飼育の普及に関する事業
- (4) 募金活動事業
- (5) 損害保険代理業務
- (6) 前各号に付帯する一切の事業

第2章 会員

(会員の種類)

- 第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員を以って一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下『一般法人法』という。)上の社員とする。
 - (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) ボランティア会員 当法人の目的に賛同し、当法人の主催する活動に実働参加 する為に入会した個人
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する為に入会した個人又は団体

(入 会)

- 第7条 当法人の正会員として入会しようとする者は、代表理事の承認を得なければならない。
 - 2 当法人のボランティア会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書を理事に提出する事により申し込み、その承認を得なければならない。
 - 3 当法人がボランティア会員として入会を認めない時は、その理由を記載した書面を以って申込者本人にその旨を通知する事とする。

(退 会)

第8条 会員はいつでも当法人に申告する事により任意に退会する事が出来る。ただし、 正会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、1ヶ月以上前に予告しなけれ ばならない。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、一般法人法第49条第2項に 定める社員総会の決議により当該会員を除名する事が出来る。
 - (1) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 会員としての義務に違反する等、除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格と喪失)

- 第10条 会員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。
 - (1) 総正会員が同意したとき
 - (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会年、定時社員総会は、 毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催

(構成)

第12条 社員総会は全ての正会員を以って構成する。

(招集)

第13条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、 社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求する 事が出来る。

(議長)

第14条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。代表理事に支障がある時は、代表理事が予め指名した理事が議長となる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数にあたる多数を以って行う。

- 2 前項の定めに係わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の 議決権の3分の2以上にあたる多数を以って行わなければならない。
- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他法令で定める事項

(代理)

第16条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する事が出来る。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第19条 当法人に理事を3名以上を置く。

2 理事のうち2名を代表理事とする。

(退 任)

第20条 理事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事2名は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第21条 代表理事は当法人を代表し、その職務を執行する。

2 理事は当法人の業務を執行する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第19条に定める定数に満たない時は任期の満了又は辞任により退任した 後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬)

第24条 理事が報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が 当該事業年度に関する次の書類を作成し定時社員総会に提出し又は提供しな ければならない。
 - (1) 事業報告及びその付属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
 - 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(過剰金分配の禁止)

第27条 当法人は過剰金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 当法人がこの定款を変更する時は、社員総会の特別決議を以って行う。

(解散)

- 第30条 当法人は次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする事業の不能
 - (3) 正会員が欠けたこと
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) その他法令で定める理由

第7章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成27年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第32条 定款に定めのない事項は、全て一般社団法その他の法令に従う。

非営利型一般社団法人 ねこたまご

現行定款である。

代表理事 佐藤 真妃 代表理事 後藤 志帆